

○北海道U I J ターン新規就業支援事業における根室市地方就職支援金交付要綱

令和6年10月1日訓令第66号

改正

令和7年6月23日訓令第73号

令和8年3月31日訓令第33号

北海道U I J ターン新規就業支援事業における根室市地方就職支援金交付
要綱

(趣旨)

第1条 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の根室市内への移住を伴う道内就職を支援するため、北海道と根室市が共同で実施する北海道U I J ターン新規就業支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、根室市に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。また、地方就職支援金の交付については、道のU I J ターン新規就業支援事業実施要領（平成31年雇労第1404号）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(地方就職支援金の額等)

第2条 地方就職支援金の額は、交通費及び移転費の合計額とする。

- 2 交通費の額は、申請者が道内企業への就職活動に参加するために要した往復交通費（1回分限り）の2分の1以内の額とし、35,000円を上限額とする。ただし、就職活動が根室市外で実施される場合は、別表に定める上限額と比較し、より低い額を上限額とする。
- 3 移転費の額は、申請者が根室市に移住する際に要した実額とする。ただし、418,500円を上限額とする。
- 4 前項の定めにかかわらず、申請者が、申請した移転費の額を根室市への移住に要する最低限の額であると証明できない場合には、移転費の上限額は113,500円とする。

(対象者要件)

第3条 地方就職支援金の対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内の条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 根室市に移住したこと。ただし、交通費については、勤務地が北海道内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 令和8年4月1日以降に申請したこと。

(ウ) 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 地方就職支援金の申請日から1年以上、根室市に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に次号の要件を満たす法人等に就業し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、根室市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者

等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他北海道及び申請者の居住する根室市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が北海道内に所在する企業等に、第3条第1号ア（ア）の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人又は個人事業主でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人又は個人事業主への就業でないこと。ただし、移転費については、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）のいずれかの法人又は個人事業主へ就業する場合、対象とする。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

- (イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。
- (ウ) 道外への勤務を前提としない採用であること。
- (エ) 在学中に交通費を申請する場合は、上記の条件に該当する者として採用される予定であること。

(交付の申請)

第4条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書（様式第1-1号、様式第1-2号又は様式第1-3号）及び本人確認書類に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書（様式第2号）（在学中に交通費を申請する場合には、内定証明書）
- (2) 交通費及び移転費の領収書
- (3) 卒業・修了証明書（在学中に交通費を申請する場合には、申請日1か月以内に発行された在学証明書）
- (4) 移住元の在住期間及び在住地が分かる書類
- (5) 地方就職支援金の振込先金融機関の通帳の写し
- (6) その他対象者要件を満たすことを証する書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

2 市長は、審査の結果、地方就職支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨を同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 市長は、交付決定を行った申請者に対して、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が第5条第1項に規定する交付決定の通知を受けた後、紛失等の理由により当該交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第4号、以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

らない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第5号）を、申請者に交付する。

(就業及び居住状況の報告)

第9条 地方就職支援金の交付を受けた者は、申請日から1年を経過したときに、就業・居住状況報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、北海道UIJターン新規就業支援事業における根室市移住支援金交付要綱（令和2年8月7日訓令第58号）第9条の規定により報告する場合又は第11条に規定する返還請求の対象となった場合は、この限りではない。

(報告及び立入調査)

第10条 北海道及び根室市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職支援金の交付を受けた者並びに地方就職支援金支給者の就職先又は内定先企業に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかの要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び根室市が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に根室市に転入しなかった場合（申請時に既に根室市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く。）

オ 根室市への転入日から1年以内に根室市から転出した場合。ただし、住民票を移

さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に根室市から転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月23日訓令第73号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の北海道U I J ターン新規就業支援事業における根室市地方就職支援金交付要綱の規定は令和7年年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年3月31日訓令第33号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

振興局名	上限額
空知総合振興局	27,000円
石狩振興局	27,000円
後志総合振興局	29,000円
胆振総合振興局	28,000円
日高振興局	29,000円
渡島総合振興局	26,000円
檜山振興局	28,000円
上川総合振興局	32,000円
留萌振興局	33,000円

宗谷総合振興局	37,000円
オホーツク総合振興局	34,000円
十勝総合振興局	32,000円
釧路総合振興局	31,000円
根室振興局	35,000円